

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月16日

【会社名】 株式会社ヴィア・ホールディングス

【英訳名】 VIA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大場 典彦

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口一丁目43番5号

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口一丁目43番5号

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 能仁 一朗

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	3,856,062,000円
オーバーアロットメントによる売出し	609,846,300円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年10月16日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式630,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)についての定めを定款に定めております。単元株式数については、普通株式と優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は100株、優先株式は1株としております。
優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これは、優先株式の発行は資金調達及び株式の希薄化を防ぐことを目的としているものであること並びに優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、議決権を制限する内容としたことによるものであります。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年10月27日(火)から平成27年10月30日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	4,200,000株	3,856,062,000	1,928,031,000
計(総発行株式)	4,200,000株	3,856,062,000	1,928,031,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成27年11月2日(月) 至 平成27年11月4日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年11月9日(月) (注)3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成27年10月27日(火)から平成27年10月30日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。
 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.via-hd.co.jp/via/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。
- なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成27年10月26日(月)から平成27年10月30日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年10月27日(火)から平成27年10月30日(金)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年10月27日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年10月28日(水) 至 平成27年10月29日(木)」、払込期日は「平成27年11月4日(水)」

発行価格等決定日が平成27年10月28日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年10月29日(木) 至 平成27年10月30日(金)」、払込期日は「平成27年11月5日(木)」

発行価格等決定日が平成27年10月29日(木)の場合、申込期間は「自 平成27年10月30日(金) 至 平成27年11月2日(月)」、払込期日は「平成27年11月6日(金)」

発行価格等決定日が平成27年10月30日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成27年10月27日(火)の場合、受渡期日は「平成27年11月5日(木)」

発行価格等決定日が平成27年10月28日(水)の場合、受渡期日は「平成27年11月6日(金)」

発行価格等決定日が平成27年10月29日(木)の場合、受渡期日は「平成27年11月9日(月)」

発行価格等決定日が平成27年10月30日(金)の場合、受渡期日は「平成27年11月10日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,200,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		4,200,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,856,062,000	35,000,000	3,821,062,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,821,062,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限573,409,300円と合わせ、手取概算額合計上限4,394,471,300円について、1,052,164,380円を平成27年11月10日に取得及び消却を予定しているB種優先株式の取得資金に、3,342,306,920円を当社グループの設備投資資金に、残額が生じた場合には、平成28年3月31日までに返済期限を迎える短期借入金の返済資金にそれぞれ充当する予定であります。

B種優先株式の取得及び消却の内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 B種優先株式の取得及び消却について」をご参照下さい。

当社グループの設備投資資金は、当社子会社の既存店における集客力及び収益力向上を図るために実施する平成29年3月までのリニューアル((注)1)・リプレイス((注)2)・リモデル((注)3)等の改修と並行して平成30年3月までの店舗の新設等に充当する予定であり、当社から当該各子会社への投融資を通じて行う予定であります。

(注)1 リニューアル：業態修復・・・老朽化した設備の更新や、居住性の向上等を実施して、コンセプトを十分に表現できる状態へ修復すること

(注)2 リプレイス：業態転換・・・周辺のマーケットが変化して、出店業態とマーケットのミスマッチが生じた場合等に、他の業態に転換すること

(注)3 リモデル：業態改造・・・既存業態のブランド力を活用して、コンセプトの異なる新しい業態へ改造すること

なお、最近の当社グループの概要については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 最近の当社グループの事業内容及び子会社の概要について」に、また、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	630,000株	609,846,300	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.via-hd.co.jp/via/ir/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 当社は優先株式についての定めを定款に定めております。当該優先株式の単元株式数及び議決権の有無等につきましては、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 5」に記載のとおりであります。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成27年10月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年11月2日(月) 至 平成27年11月4日(水) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。
- 2 株式の受渡期日は、平成27年11月10日(火) ()であります。
ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人である野村證券株式会社が当社株主から630,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、630,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式630,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成27年12月1日(火)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年11月24日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 630,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成27年11月30日(月) |
| (6) 払込期日 | 平成27年12月1日(火) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年10月27日(火)の場合、「平成27年10月30日(金)から平成27年11月24日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年10月28日(水)の場合、「平成27年10月31日(土)から平成27年11月24日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年10月29日(木)の場合、「平成27年11月3日(火)から平成27年11月24日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成27年10月30日(金)の場合、「平成27年11月5日(木)から平成27年11月24日(火)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社の代表取締役会長である横川紀夫並びに当社株主であるアサヒビール株式会社、株式会社H S M、株式会社J・M・T及び横川静子は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨並びに横川紀夫、株式会社H S M及び株式会社J・M・Tは、各々が委託者として当社株式の保管及び管理を目的とした信託契約を締結している野村信託銀行株式会社(River-Side-Brothers信託口)(以下「野村信託銀行」という。)の所有株式についても、野村信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 B種優先株式の取得及び消却について

当社は平成27年10月16日(金)開催の取締役会において、当社定款第11条の14の規定に基づき当社の発行したB種優先株式の全部を取得し、当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づき消却することを決議いたしました。本件取得及び消却の内容は以下のとおりであります。

(1) 取得の理由

資本政策の一環として、定款の規定に基づく取得であります。

(2) 取得の内容

取得する株式の種類	B種優先株式
取得する株式の総数	1,000株(当社が発行したB種優先株式の全部)
株式の取得価額	定款の規定に従い算定した1株につき1,052,164円38銭
株式の取得価額の総額	1,052,164,380円
取得の相手方	株式会社日本政策投資銀行
取得日	平成27年11月10日

取得については、一般募集による当社普通株式の新規発行の払込及び発行の完了を条件とする。

1,000,000円に、当事業年度未払優先配当金額(1,000,000円にB種優先配当率(年率8.5%)を乗じて算出した金額について、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、取得日(同日を含む。)までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額)である52,164円38銭を加算した金額。当該計算は、1年を365日とした日割計算により行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入して算出。

(3) 消却の内容

消却する株式の種類	B種優先株式
消却する株式の総数	1,000株(上記(2)により取得する株式の全部)
消却の効力発生日	平成27年11月10日

消却については、上記(2)によりB種優先株式の全部を当社が取得することを条件とする。

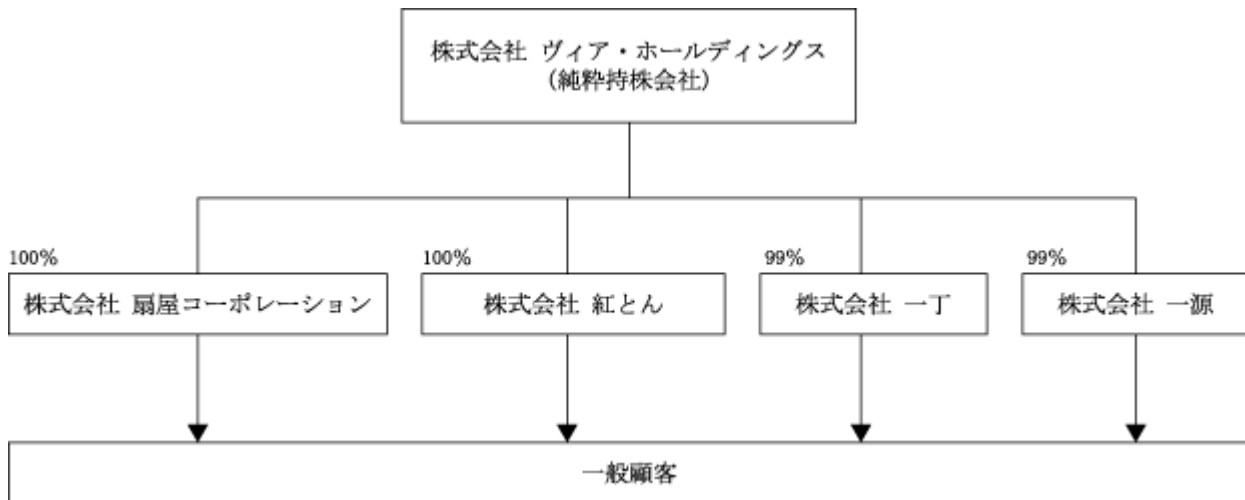
4 最近の当社グループの事業内容及び子会社の概要について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)に係る連結会計年度末(平成27年3月31日)以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間に会社分割等により主要な関係会社の異動がありました。後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載した当社グループの事業内容及び子会社の概要は、平成27年9月30日現在以下のとおりとなっております。

・外食サービス事業グループ

- | | |
|-----------------|--|
| 株式会社 扇屋コーポレーション | <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月1日 100%株式取得 ・小型の飲食店舗の展開、ショッピングセンター内の飲食店舗の展開 ・備長扇屋 直営店288店、F C 72店、計360店 ・オープン亭20店、双亭12店、カプチャーナ7店、虎包6店、 ・ステーキハウス6店、パステル45店、その他直営店23店 合計479店 |
| 株式会社 紅とん | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日 会社分割により新設 ・小型の飲食店舗の展開 ・紅とん 直営店26店、F C 6店、計32店 ぼちぼち19店 合計51店 |
| 株式会社 一丁 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年2月25日 99%株式取得 ・一丁 直営店20店、F C 1店、合計21店 |
| 株式会社 一源 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月5日 99%株式取得 ・食彩厨房「いちげん」等の展開 ・直営24店 |

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年10月17日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年10月27日から平成27年10月30日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

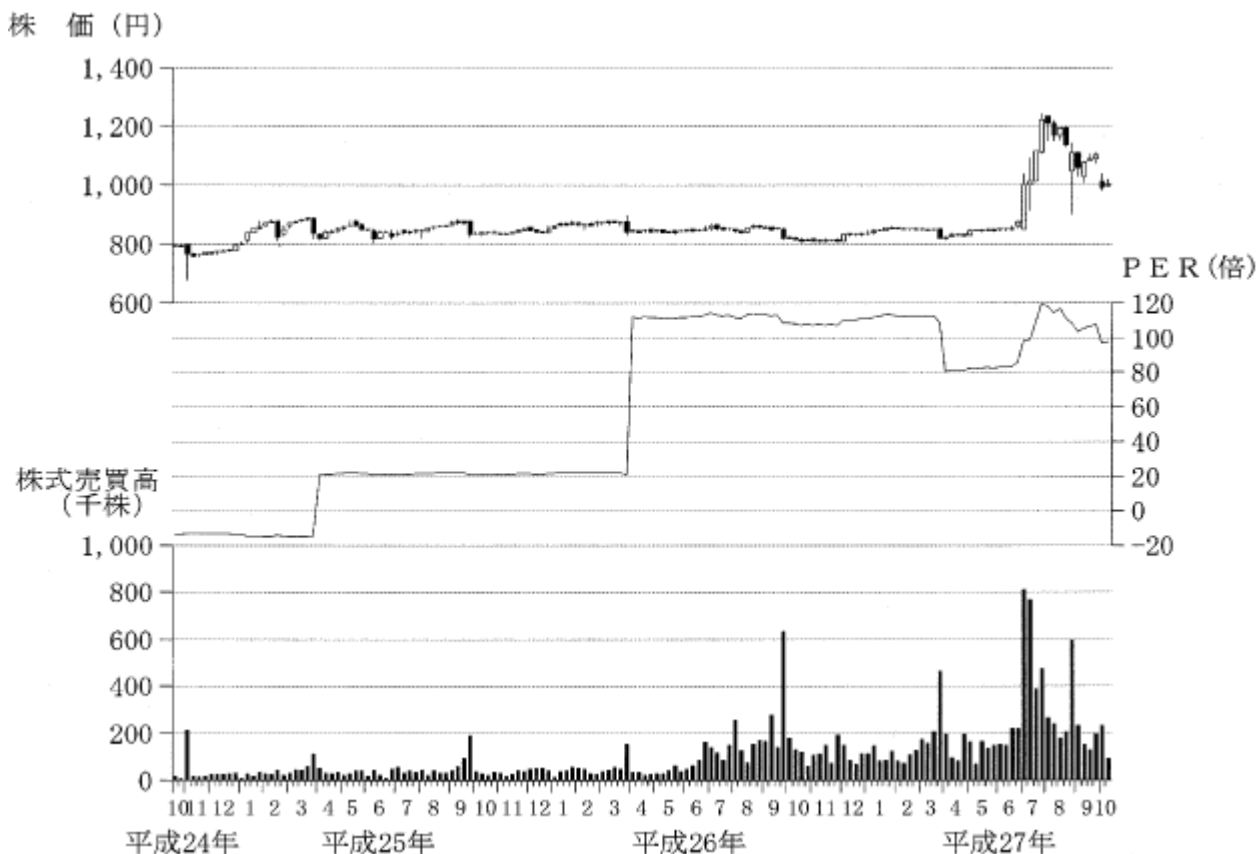
- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.via-hd.co.jp/via/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年10月15日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所及び平成25年7月16日から平成27年10月9日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成24年10月15日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成27年10月9日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成24年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年4月16日から平成27年10月9日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社W&E	平成27年5月15日	平成27年5月18日	変更報告書	1,498,500	6.16
株式会社W&E		平成27年5月18日	訂正報告書 (注)1		

(注) 1 当該訂正報告書は、平成27年5月18日付で提出(報告義務発生日 平成27年5月15日)された変更報告書の訂正に係るものであります。

2 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を抜粋して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)現在において当社が判断したものであります。

(10) 有利子負債依存度について

当社は、店舗建築費用及び敷金や保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に占める有利子負債(借入金、リース債務及びその他有利子負債)の割合が、平成27年6月30日現在で52.2%と高い水準にあります。したがって今後、有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合には、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当該貸出コミットメント契約及び借入金には財務制限条項が設けられています。従来より金融機関とは持続的に良好な関係を築いておりますが、同条項に抵触した場合には、金利の上昇や、期限の利益を喪失することにより、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 敷金及び保証金

当社グループは、飲食事業を展開するにあたり、店舗オーナーと賃貸借契約を結び敷金や保証金の差入れを行っております。平成27年6月30日現在、敷金及び保証金の残高は、3,127百万円となっており、総資産の15.8%を占めております。店舗オーナーの経営状況の悪化等により敷金や保証金の回収不能が発生した場合には、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 出退店政策について

当社グループは、主に高い集客が見込める都心部及び郊外に出店をしておりますが、新規出店におきましては、立地条件、賃貸条件、投資回収期間等を総合的に検討して、出店候補地を決定しているため、すべての条件に合致する物件が確保できない可能性があります。また、当社グループでは、月次の店舗ごとの損益状況や当社グループの退店基準に基づき業績不振店舗等の業態転換、退店を実施することがあります。業態転換や退店に伴う固定資産の除却損、減損損失の計上、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ~新たな成長で、新たなステージへ~』の施策を進めるにあたり、既存店の客数を伸ばすことを主な目的として各業態の新規出店、特にリニューアルに積極的に取り組んでおります。新規出店及びリニューアルのためには多額の投資を必要とします。新規出店及びリニューアルの実施に際しては、収益性、投資回収等について事前に十分に検討した上で決定いたしますが、開店後に店舗周辺の競争環境が変化した場合や、事前の検討で把握できなかった問題が生じた場合など、計画していた収益を下回ることや、店舗設備の除却、減損処理を行う必要が生じること等により、当社及び当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画」に記載した重要な設備の新設計画及び改修計画は、本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)現在(ただし、既支払額については平成27年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (増加客席数)
株式会社扇屋コーポレーション								
やきとりの扇屋 群馬太田店	群馬県太田市	店舗設備等	39	2	増資資金、自己 資金及び借入金	平成27年 9月	平成27年 11月	76
やきとりの扇屋 仙台富沢店	仙台市太白区	店舗設備等	44			平成27年 10月	平成27年 12月	78
やきとりの扇屋 東生駒店	奈良県生駒市	店舗設備等	45	2		平成27年 12月	平成28年 2月	76
鶴亀堂 群馬太田店	群馬県太田市	店舗設備等	52			平成27年 9月	平成27年 11月	25
やきとりの扇屋 新規出店8店舗		店舗設備等	360			平成28年 4月	平成29年 3月	640
鶴亀堂 新規出店2店舗		店舗設備等	96			平成28年 4月	平成29年 3月	50
やきとりの扇屋 新規出店10店舗		店舗設備等	450			平成29年 4月	平成30年 3月	800
鶴亀堂 新規出店3店舗		店舗設備等	144			平成29年 4月	平成30年 3月	75
株式会社紅とん								
紅とん 新規出店1店舗		店舗設備等	33		増資資金	平成27年 4月	平成28年 3月	60
紅とん 新規出店1店舗		店舗設備等	33		増資資金、自己 資金及び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	60
紅とん 新規出店2店舗		店舗設備等	66			平成29年 4月	平成30年 3月	120
株式会社一丁								
魚や一丁 新規出店1店舗		店舗設備等	150		増資資金、自己 資金及び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	250
魚や一丁 新規出店1店舗		店舗設備等	150			平成29年 4月	平成30年 3月	250
株式会社一源								
いちげん 新規出店1店舗		店舗設備等	108		増資資金、自己 資金及び借入金	平成28年 4月	平成29年 3月	180
いちげん 新規出店1店舗		店舗設備等	108			平成29年 4月	平成30年 3月	180

(注) 1. 上記金額には消費税は含まれておりません。

2. 上記金額には店舗賃借に係る敷金及び保証金が含まれております。

(2) 重要な設備の改修等

事業部門別の名称	所在地	設備の内容	投資予定 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (増加客席数)
(株)扇屋コーポレーション 104店舗		店舗設備	1,266	386	借入金及び増資 資金	平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)紅とん 3店舗		店舗設備	38	24		平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)一丁 1店舗		店舗設備	41	11		平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)一源 3店舗		店舗設備	75	46		平成27年 4月	平成28年 3月	
(株)扇屋コーポレーション 117店舗		店舗設備	962		増資資金	平成28年 4月	平成29年 3月	
(株)紅とん 2店舗		店舗設備	10			平成28年 4月	平成29年 3月	
(株)一丁 1店舗		店舗設備	30			平成28年 4月	平成29年 3月	
(株)一源 1店舗		店舗設備	30			平成28年 4月	平成29年 3月	
その他		本社機能	100		自己資金及び借 入金	平成28年 4月	平成29年 3月	

(注) 上記金額には消費税は含まれておりません。

3 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)の提出日(平成27年6月26日)以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間(以下「報告期間」という。)における自己株式の取得等の状況は以下のとおりであります。

株式の種類 A種優先株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成27年10月16日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成27年8月12日)での決議状況 (取得日 平成27年9月30日)	800		800,000,000
報告期間における取得自己株式 (取得日)	9月30日	800	800,000,000
計	-	800	800,000,000
自己株式取得の進捗状況(%)	100.0		100.0

2 処理状況

平成27年10月16日現在

区分	報告期間における処分株式数(株)		処分価額の総額(円)
消却の処分を行った取得自己株式	(消却日) 9月30日	800	800,000,000
計	-	800	800,000,000

3 保有状況

平成27年10月16日現在

報告期間末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	24,337,500
保有自己株式数	2,500

(注) 1. 発行済株式総数は、普通株式24,335,700株、A種優先株式800株及びB種優先株式1,000株の合計であります。

2. 保有自己株式は全て普通株式であり、平成27年10月1日から平成27年10月16日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

株式の種類 B種優先株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成27年10月16日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成27年10月16日)での決議状況 (取得日 平成27年11月10日(予定))	1,000		1,052,164,380
報告期間における取得自己株式 (取得日)	-	-	-
計	-	-	-
自己株式取得の進捗状況(%)	0.0		0.0

(注) 株式会社日本政策投資銀行より取得し、取得日同日付をもって消却することを決議しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成27年10月16日現在

報告期間末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	24,337,500
保有自己株式数	2,500

(注) 1. 発行済株式総数は、普通株式24,335,700株、A種優先株式800株及びB種優先株式1,000株の合計であります。

2. 保有自己株式は全て普通株式であり、平成27年10月1日から平成27年10月16日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期事業年度)の提出日(平成27年6月26日)以後本有価証券届出書提出日(平成27年10月16日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成27年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類 金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金2.5円、額A種優先株式1株につき50,000円、B種優先株式1株につき85,000円

配当総額225,824,750円(普通株式:60,824,750円、A種優先株式:80,000,000円、B種優先株式:85,000,000円)

剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに株主総会における定足数の緩和が認められたため、現行定款第13条に規定を新設すること、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第29条第2項の規定を変更すること及び補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されたため、現行定款第32条第3項の規定を変更することについて承認を求めるものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任の承認を求めるものであります。

取締役候補者 徳田 賢二

第4号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法の規定に基づき、当社及び当社子会社の使用人に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成比率	決議の結果
第1号議案 剰余金の処分の件	186,294	457	0	(注) 1	94.57%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	186,185	566	0	(注) 3	94.52%	可決
第3号議案 取締役1名選任の件	185,998	753	0	(注) 2	94.42%	可決
第4号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件	185,162	1,589	0	(注) 3	94.00%	可決

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第79期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第79期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年10月16日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第80期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤達也
業務執行社員指定社員 公認会計士 仲澤孝宏
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に、事業譲受に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヴィア・ホールディングスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヴィア・ホールディングスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仲澤 孝宏
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングスの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成26年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月12日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

PwC あらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	加 藤 達 也	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	仲 澤 孝 宏	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヴィア・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当第1四半期連結会計期間より、資産除去債務の会計処理方法を変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。